

## 令和8年度役員報酬

令和8年度の常勤役員（常務理事）の俸給は、第7号俸とする。

（参考）

### 公益財団法人熊野林業

#### 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定

（目的及び意義）

第1条 この規定は、公益財団法人熊野林業（以下「当財団」という。）定款第18条、第35条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- 常勤役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 当財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、（別表）常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。

3 役員等に対して、本協会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

（定例報酬の額の決定）

第4条 当財団の常勤役員の定例報酬月額は、（別表）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

（定例報酬の支給）

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与支給規定（以下「給与規定」という。）に準ずる。

（講師及び原稿執筆謝金）

第6条 役員等が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支給に関する規定に基づき講師謝金又は、執筆謝金を支給する。

（費用）

第7条 当財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第8条 当財団は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第9条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補足）

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成25年4月1日）

（別表）常勤役員俸給表（単位：円）

号数	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
月額	50,000	100,000	150,000	200,000	250,000	300,000	350,000	400,000
号数	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号
月額	450,000	500,000	550,000	600,000	650,000	700,000	750,000	800,000